平成２２年（フ）第１６１号
宮城県角田市神次郎字遠見154番地10
破産者　相澤　博幸
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３６３４号
神奈川県海老名市国分南１丁目16番29号　スカイタウン国分101号、申立時の住所神奈川県海老名市下今泉４丁目４番６号
破産者　太田　博美
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７１号
神奈川県大和市鶴間１丁目22番19号
破産者　大原　英成
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６２号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目15番１―218号
破産者　島川　享士
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７１号
横浜市青葉区もえぎ野３番地46
破産者　高野　民子
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
石川県羽咋郡志賀町倉垣20の62番地１
破産者　室井　康次
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２００号
静岡県藤枝市田沼２丁目18番28号　平井アパート６号、前住所静岡県掛川市吉岡1711番地の11
破産者　森　　偉
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９０号
静岡県藤枝市高柳３丁目27番14号、前住所静岡県焼津市小柳津610番地の１サーパス西焼津506
破産者　長谷川友乃
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６号
滋賀県守山市吉身４丁目５番53―202号、申立時の住所滋賀県守山市守山４丁目13番23―101号
破産者　髙橋　正人
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７号
大津市坂本３丁目３番47号ハイツ藤ノ木１Ｆ101、開始決定時の住所大津市皇子が丘１丁目10番14号
破産者　辰神商事こと神農智貴こと　姜　　智貴
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０７号
京都市西京区桂春日町７番地の２
破産者　井上　　淳
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第４２８号
群馬県前橋市堀越町1602番地２
破産者　株式会社横堀きのこプロダクション
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４８号
群馬県前橋市堀越町1602番地２
破産者　横堀　修一
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２０８号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1867番地１田村住宅２号棟
破産者　堀越　英明
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２４２５７号
東京都墨田区東駒形２丁目18番３号
破産者　株式会社順
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５８３号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居231番地１
破産者　株式会社スポーツフレンド21
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６７２号
東京都江戸川区北葛西４丁目２―34―801
破産者　小華和弘文
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１１９号
東京都江東区東陽３丁目10―３―202　矢吹方、開始決定時の住所東京都江東区東陽１丁目27―６
破産者　古沢　恵一
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部